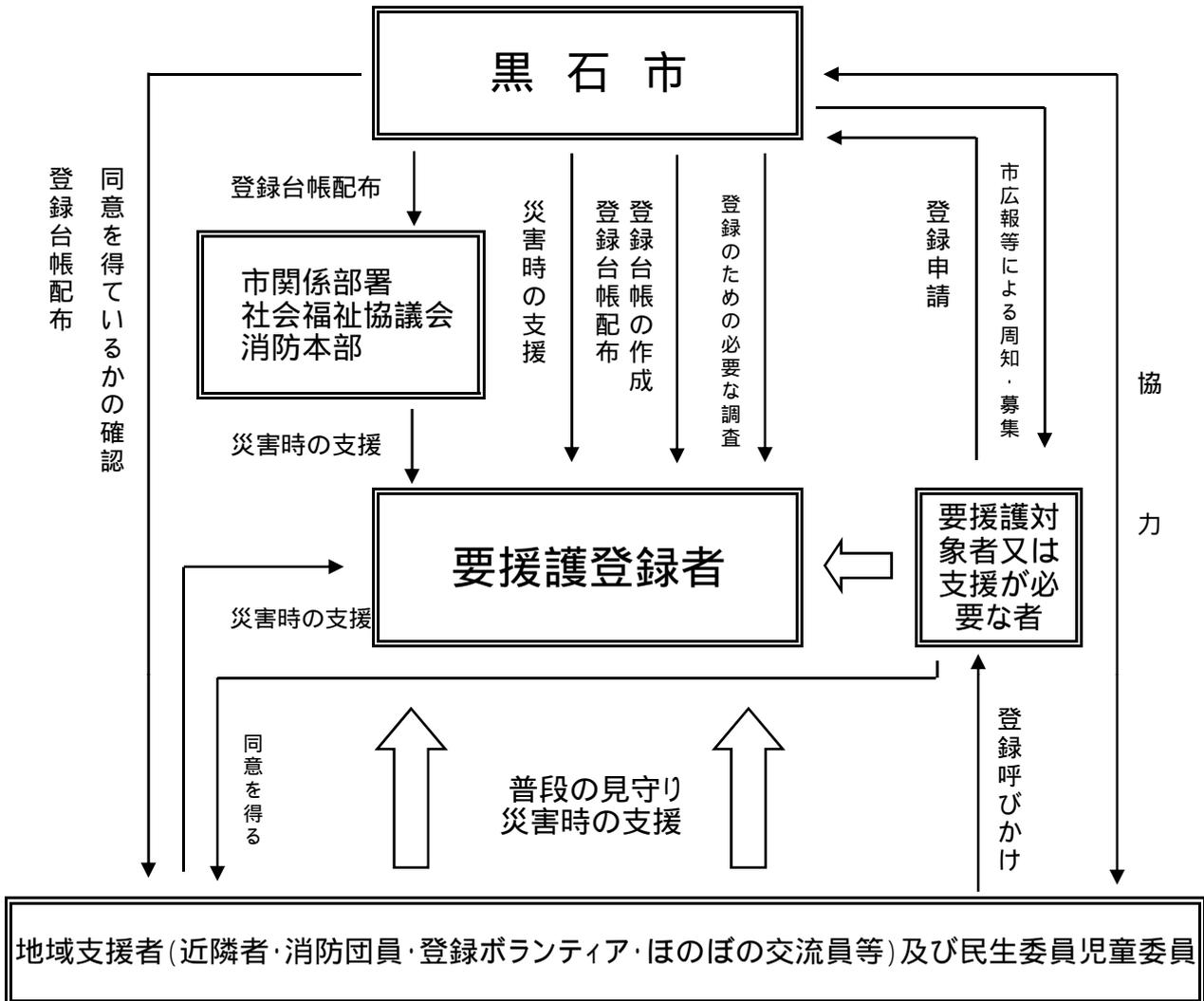


黒石市災害時要援護者登録制度の流れ



市広報、ホームページ等による周知・募集(手上げ方式)

要援護対象者に呼びかけを行い、制度の趣旨に同意し、希望する者に対し、登録申請書兼登録台帳に必要事項を記入し、市に提出する。(同意方式)
(地域支援者については、要援護対象者が探すことを原則とするが、見つからない場合は市と協議する。)

登録のための必要な調査(地域支援者に同意を得ているか確認等)後、登録台帳を作成する。

要援護者のほか、市の関係部署、消防本部、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域支援者に登録台帳を配布する。

民生委員児童委員、地域支援者(ほのぼのの交流員を含む)は普段の見守り、災害時の支援を行う。
また、随時対象者の発掘を行い、制度への登録の啓発を促す。

登録台帳に変更があった場合は、市に報告する。